

(別表1)

## 申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年4月1日作成)

法令名	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（略称：整備法）
根拠条項	第130条
許可等の種類	移行法人の清算時の残余財産の帰属先の承認
法令の定め	（整備法） 移行法人が清算をする場合において、公益目的財産残額があるときは、当該移行法人の残余財産のうち当該公益目的財産残額に相当する額の財産については、認可行政庁の承認を受けて、認定法に規定する者に帰属させなければならない。
審査基準	未設定（法令の規定に判断基準が言い尽くされているため）
標準処理期間	総期間 未設定 日・月（ ） 経由機関 日・月（ ） 協議機関 日・月（ ） 処分機関 日・月（ ）
処分担当課	総務部教育・法人局法人団体課（電話番号： 011-204-5004 ）
申請先	同上（電話番号： ）
問い合わせ先	総務部教育・法人局法人団体課公益法人グループ（電話番号： ）
備考	（公表アドレス： <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/hdk/ikouhoujintetsuzuki.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/hdk/ikouhoujintetsuzuki.htm</a> ）